

マイページ

mypage.manulife.co.jp

- 契約内容のご照会
- 住所・電話番号の変更、振替口座の変更等、各種手続き
- 控除証明書の電子データ等のダウンロード
- チャットのご利用 等

ご登録はこちら



コールセンター

0120-063-730 受付時間 9:00~17:00
(土日祝・12/31~1/3は除く)

- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等

こだわり収入保障

無解約返戻金型

重要事項のお知らせ (契約概要 / 注意喚起情報)

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

ご契約のしおり / 約款

設計書

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

くわしくは、生命保険募集人にご相談ください。

マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。募集人の権限等の確認は、マニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

マニユライフ生命保険株式会社

● 担当は

コールセンター **0120-063-730**

受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

契約前に十分にお読みください

「重要事項のお知らせ」は、お申込みに際しての重要な事項を、「契約概要」「注意喚起情報」の書面に分類のうえ記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。

○ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり／約款」に記載していますのでご確認ください。

INDEX

	ページ
1 商品の特長としくみ	P.2
2 引き受け条件 等	P.4
3 責任開始期 等	P.4
4 保障内容	P.5
5 保険料の払込免除	P.6
6 付加できる特約	P.7
7 解約返戻金	P.7
8 配当金	P.8
9 各種手続きやご契約に関するお問合せ窓口	P.8

1 商品の特長としくみ

○ 保険商品の名称

- 正式名称：無配当無解約返戻金型家族収入保障保険
- ペットネーム：こだわり収入保障

○ 特長

毎月一定額をご家族に

被保険者が死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、保険期間満了時まで*毎月定額の月払給付金をお支払いします。

* 契約時に選択した月払給付金支払保証期間(2年または5年)に満たない場合は、月払給付金支払保証期間が満了するまでお支払いします。

お手頃な保険料

過去1年以内に喫煙をしていない等、被保険者がマニユライフ生命所定の基準を満たした非喫煙者である場合、標準保険料率よりも保険料が割安な非喫煙者保険料率を適用することができます。

また、被保険者がマニユライフ生命所定の基準を満たした非喫煙者で、血圧値がマニユライフ生命所定の範囲内等である場合、非喫煙者保険料率よりも保険料が割安な優良体保険料率を適用することができます。



マニユライフ生命所定の検査結果によっては、非喫煙者保険料率または優良体保険料率でのご契約をお引受けできない場合があります。

月払給付金の自由な受取方法

- ① 毎月受け取る
- ② 一括で受け取る
- ③ ①②を組み合わせで受け取る

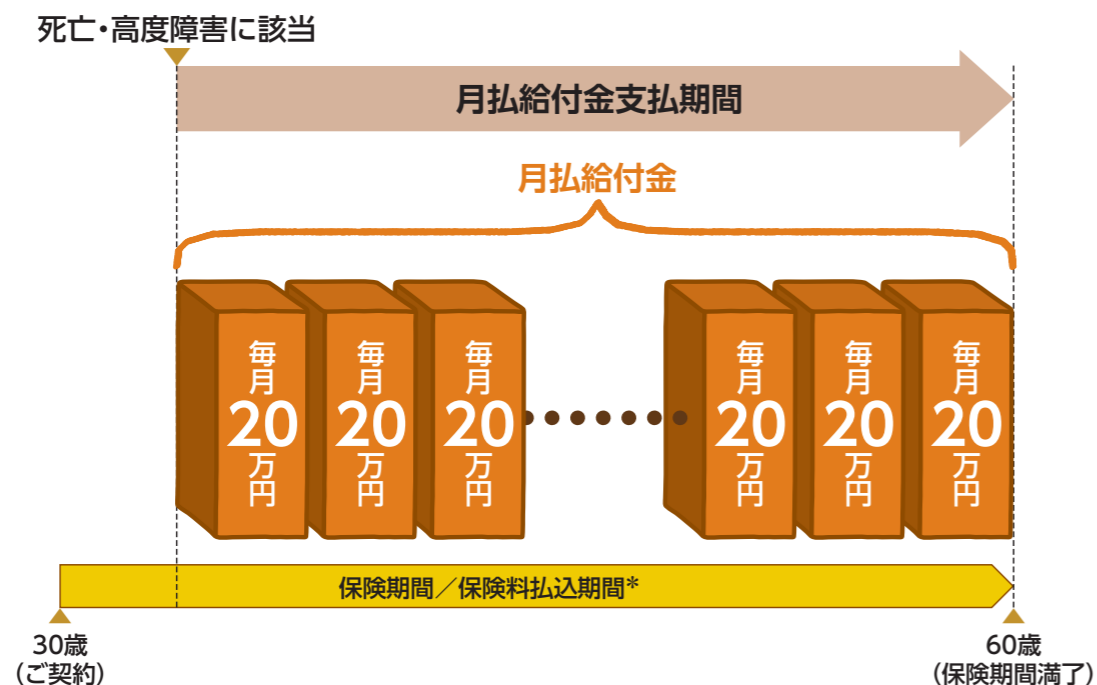
保険料の払込免除

- 所定の身体障害状態になったとき
 - 特定疾病で所定の状態になったとき*
- *「特定疾病保険料払込免除特約」を付加した場合

次のページへ続く →

しくみ図

- 〔例〕 ● 被保険者：30歳・男性 ● 月払給付金額：20万円
 ● 保険期間：60歳満了 ● 保険料払込期間：60歳払込満了
 ● 月払給付金支払保証期間：2年 ● 保険料払込方法：口座振替月払
 ● 特約：なし



- 保険期間が満了するまで2年に満たない時点で被保険者が万一の場合でも、保険期間の満了にかかわらず月払給付金を2年間お支払いします。
 - 保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- *月払給付金の支払事由が生じたときは、以後の保険料のお支払い込みは不要です。

〔参考保険料〕

標準保険料率	ノンスモーカー料率 (非喫煙者保険料率)	ノンスモーカー優良体料率 (優良体保険料率)
月払保険料 6,740円	月払保険料 4,860円	月払保険料 4,500円

2 引き受け条件 等

契約年齢および保険期間など

保険料率	標準・非喫煙者・優良体
契約年齢(満年齢)	20~60歳
保険期間／保険料払込期間	50~70歳満了*1
保険料払込方法(回数)	月払・半年払・年払
保険料払込方法(経路)*2	クレジットカード扱(月払)*3 口座振替扱(月払・半年払・年払)、振込扱(半年払・年払) 団体扱(月払・半年払・年払)
月払給付金額	5万円以上(1万円単位)*4
月払給付金支払保証期間	2年 または 5年*1
更新	取り扱いません

- *1 契約年齢により選択できる保険期間・保険料払込期間・月払給付金支払保証期間が異なります。
- *2 保険料払込方法(経路)による保険料の割引は行っておりません。また、団体扱は勤務先などの団体とマニユライフ生命が団体扱契約を締結する必要があります。
- *3 ご契約者が法人の場合は、クレジットカード扱はお取り扱いできません。
- *4 被保険者のご契約時の年齢や保険期間満了時の年齢によって、お引き受けできる月払給付金額の上限金額および下限金額は異なります。

3 責任開始期 等

責任開始期(日)	お申し込みいただいたご契約の保障が開始される時期を責任開始期(告知もしくは第1回保険料相当額の領収日*のいずれか遅い時)といい、責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
契約日	責任開始日の属する月の翌月1日になります。ただし、ご契約者からのお申し出がある場合は、責任開始日になります。

- * マニユライフ生命が指定する口座にお振り込みいただく場合、その口座への着金日になります。
- ※第1回保険料相当額をクレジットカードを利用してお支払いいただく場合には、マニユライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日(告知前にクレジットカードの有効性等を確認したときには、告知の時)から、契約上の責任を負います。

4 保障内容

○ 月払給付金

- 保険期間(保険料払込期間)中、被保険者が死亡された場合または所定の高度障害状態に該当された場合、保険期間が満了するまで毎月の月払給付金支払日*¹に月払給付金をお支払いします。

名称	支払事由	お支払金額	受取人
死亡月払給付金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	月払給付金額 × 死亡した日から保険期間満了までの月数* ²	死亡月払給付金受取人
高度障害月払給付金	被保険者が保険期間中に責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当されたとき	月払給付金額 × 高度障害状態に該当した日から保険期間満了までの月数* ²	被保険者* ³

- 月払給付金をお支払いする期間は第1回目の月払給付金の支払事由が生じた日から保険期間満了までとなります。ただし、この期間がご契約者が選択した月払給付金をお支払いする保証年数(2年または5年)に満たない場合には、その年数を保証します。
- 所定の免責事由に該当したときは、支払対象とはなりません。

*1 第1回の月払給付金支払日については、被保険者が死亡された日または高度障害状態に該当された日となります。第2回以降の月払給付金支払日については、第1回の月払給付金支払日の月単位の応当日となります。

*2 月払給付金は原則として毎月お支払いしますが、未払月払給付金の現価の全部または一部の一括支払も可能です(この場合のお支払金額は、通常、毎月お支払いする場合の総額よりも少なくなります)。未払月払給付金の現価の全部を一括支払した場合、その時点でご契約は消滅します。未払月払給付金の現価の一部を一括支払した場合、支払った現価に対応して月払給付金額を改めます。ただし、一括支払後の月払給付金額が3万円未満となる場合には、未払月払給付金の現価の一部の一括支払は取り扱いません。

*3 ご契約者が法人で、かつ死亡月払給付金受取人の場合には、高度障害月払給付金の受取人はご契約者となります。

5 保険料の払込免除

被保険者が責任開始期以後の保険料払込期間中に、次の保険料の払込免除事由に該当された場合、以後の保険料のお払い込みを免除します。


○ 不慮の事故により身体障害状態になったとき

保険料の払込免除事由
不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態に該当されたとき

→ 参照 「不慮の事故」「身体障害の状態」について詳しくは「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

○ 特定疾病で所定の状態になったとき 特約で保障

ご契約時に「特定疾病保険料払込免除特約」を付加した場合に保障します。

特定疾病	保険料の払込免除事由
悪性新生物(ガン)	<p>ガン責任開始日*以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき *「ガン責任開始日」とは、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目を含みます。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p> ● ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、保険料のお払い込みは免除しません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内にご契約者からお申し出があったときは、特定疾病保険料払込免除特約は無効となります。</p> <p>● 「上皮内ガン」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」は保険料の払込免除の対象となりません。</p> </div>
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

→ 参照 くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

6 付加できる特約

○ 特定疾病保険料払込免除特約 中途付加できません

→ 参照 [くわしくは、P.6「5 保険料の払込免除」](#)をご覧ください。

○ リビング・ニーズ特約 法人契約には付加できません

中途付加できます

被保険者が余命6か月以内と判断されたとき、死亡月払給付金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いします。ご請求額は請求日の翌日から起算して6か月間の満了する日における主契約の換算死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お一人について3,000万円(マニユライフ生命の他の保険契約と通算)以内となります。



死亡月払給付金の全部を特約保険金としてお支払いしたときは、ご契約はそのご請求日にさかのぼって消滅します。また一部を特約保険金としてお支払いしたときは、月払給付金額は減額されたものとみなします。特約保険金の請求日が保険期間の満了から1年以内である場合は、特約保険金はお支払いしません。

○ 指定代理請求特約 法人契約には付加できません

中途付加できます

被保険者が受取人となる給付金などを、被保険者ご自身が請求できない所定の特別な事情(病気やケガで意思表示ができない場合など)があるとき、被保険者の代理人としてあらかじめご指定いただいた「指定代理請求人」がその被保険者に代わってご請求いただけます。

→ 参照 各特約について、くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご確認ください。

7 解約返戻金

この保険に解約返戻金はありません。

8 配当金

この保険に配当金はありません。

9 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口

→ 参照 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談窓口、指定紛争解決機関について、くわしくは、[P.17「13 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口」](#)をご覧ください。

2 非喫煙者保険料率、優良体保険料率

→ 参照 くわしくはP.2「1 商品の特長としくみ」をご覧ください。

3 健康状態などの告知

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約または特約を解除することがあります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業、喫煙歴など「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)」でマニライフ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権はマニライフ生命(会社所定の「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)」)およびマニライフ生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。
- 傷病歴などがある場合でも、その内容によっては特別な条件をつけてお引受けすることがあります。
- マニライフ生命の担当職員またはマニライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または月払給付金などのご請求および保険料のお払込み免除のご請求の際に、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

告知義務違反によるご契約の解除・取消について



- 告知していただくことからは、告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活の際の責任開始日)からその日を含めて2年以内であれば、マニライフ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ月払給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
- 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の締結の際は、一般の契約と同様に告知義務があります。**告知が必要な傷病歴などがある場合、新たなご契約をお引受けできなかったり、その告知をされなかったために、新たなご契約が解除となる場合、あるいは詐欺により取消となる場合があります。**

4 保障の開始(責任開始期)

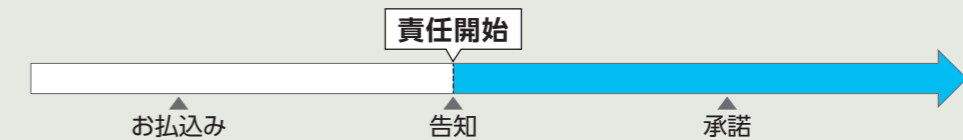
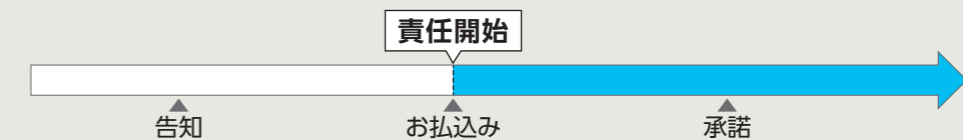
保障の責任は、告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了した時から開始します。

- お申込みいただいたご契約をマニライフ生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了した時*(責任開始期)から、マニライフ生命はご契約上の責任を開始します。ただし、特定疾病保険料払込免除特約を適用した場合におけるガンに関する保障は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目からとなります。

*クレジットカードによるお払込みの場合は、マニライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた時(告知前にクレジットカードの有効性等を確認したときには、告知の時)とします。

責任開始の例

- マニライフ生命の**承諾前**にお払込みがあった場合



- マニライフ生命の**承諾後**にお払込みがあった場合



- 生命保険募集人は、お客様とマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行なう方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5 月払給付金などをお支払いできない場合

次のような場合には、月払給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- 月払給付金などの免責事由に該当した場合
 - 例 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺、受取人などの故意による支払事由該当など
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - 例 月払給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または月払給付金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取消となった場合
- 月払給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

6 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効、復活

保険料のお払込みがないと、ご契約が失効することがあります。

- 保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。なお、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。
- 保険料払込の猶予期間内に保険料のお払込みがないと、ご契約は失効します。
- いったん失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。

7 解約返戻金

→ 参照 くわしくはP.7「7 解約返戻金」をご覧ください。

8 ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取扱い

払い込まれた保険料に対応する保険料期間の満了前に、ご契約が消滅したとき(解約または解除されたときなど)、第1回月払給付金をお支払いしたとき、または保険料のお払込みが免除されたときなどに、その時期により払い込まれた保険料のうち、未経過の保険料期間に応じた金額をお支払いする場合があります。

9 新たにご契約へ乗り換える場合

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申し込みを行なった場合、不利益となる事項があります。

- **現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。**
 - 多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あつてもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失うことがあります。
 - 新たにご契約については、告知義務違反の場合、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の原因による発病の場合などには、月払給付金などが支払われないことがあります。
 - 保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、解約・減額されるご契約と新たにご契約とで異なることがあります。例えば、予定利率が引き下がることによって保険料率が引き上げとなる場合があります。

10 月払給付金などのお支払いに関する手続き等

□ お支払いに関する手続き等について

- お客様からのご請求に応じて、月払給付金などのお支払いを行なう必要がありますので、月払給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにマンユライフ生命コールセンターにご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、月払給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり/約款」、マンユライフ生命ホームページに記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- マンユライフ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、マンユライフ生命コールセンターに必ずご連絡ください。
- 月払給付金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金、給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはマンユライフ生命コールセンターにご連絡ください。

□ 月払給付金の代理請求について

- 被保険者が受取人となる月払給付金などについて、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

11 信用リスクと生命保険契約者保護機構

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- マンユライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。**生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**

生命保険契約者保護機構の詳細は、下記までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 **TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

12 預金等受入金融機関を募集代理店としてこの商品にご加入されるお客様へ

- この商品は生命保険であり預金などではありません。したがって元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- この商品のご契約のお申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 預金等受入金融機関がこの商品を募集する場合においては、法令によりお客様の範囲ならびにご契約の条件に制限があります。つきましては、あらかじめご契約者・被保険者となる方の勤務先などをご申告いただき、ご申告いただいた情報について、預金等受入金融機関の保険募集制限の対象などに該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。なお、保険ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令などの制限を受けることがあります。

13 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口

■ マニライフ生命へのお問合せ

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡ください。

マニライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00~17:00
(土日祝・12/31~1/3は除く)

■ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

お客様の個人情報の お取扱い

マニライフ生命は、個人情報のお取扱いに関する指針を定め、お客さまからご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。

マニライフ生命は、お客さまのご契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。

「犯罪収益移転防止法」に もとづく取引時確認

マニライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項(氏名・住所・生年月日等)、職業または事業の内容等の確認を行っています。

→ 参照 くわしくは「ご契約のしおり／約款」、マニライフ生命ホームページの個人情報保護方針、「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認等に関するお問い合わせをご覧ください。

金融犯罪ゼロ社会を目指して

マニライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、

- 個人名義口座へのお振込みをご案内したり現金をお預かりしたりいたしません。
- 以下のような投資などを紹介、勧誘することはありません。
 - ・特別な商品とかたって、高配当をうたい加入を勧めること
 - ・業務外と断ったうえで投資話を持ちかける、投資家を紹介すること